総合評価一般競争入札を次のとおり公告する。 令和5年9月25日

大治町長 村 上 昌 生

- 1 入札に付する事項
- (1) 事業名

大治町スポーツセンターリノベーション事業

(2) 事業場所

海部郡大治町大字北間島字藤田 33 番地の1

(3) 工期

契約締結日から令和8年1月31日まで

(4) 事業内容

大治町スポーツセンターリノベーション事業に係る設計、工事監理及び施工業務

(5) 予定価格

金 582, 181, 000 円

(6) 事業方式

本事業は、要求水準書及び総合評価技術資料(以下「技術提案書」という。)に 基づき設計業務、工事監理業務及び施工業務(環境整備工事を含む)を一括して発 注する設計・施工一括発注方式によるものとします。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた単体企業又は共同企業体とします。

(1) 応募者に共通する参加資格

単体企業及び共同企業体の代表法人並びに各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

- ア 大治町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- イ 入札の公告日から落札決定日までに大治町工事等請負業者指名停止措置要領 (平成20年3月12日訓令第3号) に基づく指名停止措置を受けていない者であ ること。
- ウ 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当 しない者であること。
- エ 国等又は地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者であること。
- オ 国税、都道府県税及び市町村税が未納でない者であること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更

生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- キ 応募申込書類の提出日から落札決定までの間、「大治町が行う事務及び事業からの 暴力団排除に関する合意書(平成25年3月1日付け大治町長等・愛知県津島警察署 長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ク 本事業に係る発注者支援業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係 がある企業でないこと(入札説明書参照)。
- (2) 各業務の参加資格
 - ア 設計業務等を行う企業の参加資格
 - (ア) 大治町が発注する設計業務において、建築設計に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
 - (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築 士事務所の登録を受けていること。
 - (ウ) 設計業務を行う企業は、過去10年間(平成25年4月1日から応募申込書類を提出する前日まで)に完成した次の条件を満たす業務を元請として実施した 実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資 総額の10分の2以上のものを対象とします。
 - ・500 m以上の屋内スポーツ施設又は子どもの遊び場に類する施設の新築、増築、改築又は整備に係る実施設計業務。
 - (エ) 設計業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。
 - (a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - (c) (ウ) に示す設計業務に従事した経験を有すること。
 - (オ) 工事監理業務を行う企業は、過去10年間(平成25年4月1日から応募申込書類を提出する前日まで)に完成した次の条件を満たす業務を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。
 - ・500 ㎡以上の屋内スポーツ施設又は子どもの遊び場に類する施設の新築、増築、改築又は整備に係る工事監理業務。

- (カ) 工事監理業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。
 - (a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - (c) (オ) に示す工事監理業務に従事した経験を有すること。
- (キ)(エ)(c)、(カ)(c)に示す従事した経験は、過去に所属した企業等における 経験を含むものとします。ただし、当該期間に当該企業等に所属し従事したこ とが確認できる場合に限ります。

イ 施工業務を行う企業の参加資格

- (ア)大治町競争入札参加資格者名簿に登録され、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 施工業務を行う第1位の構成員は、建築一式工事における経営事項審査の総合評点が700点以上(等級 A 又は B)であること。
- (エ)施工業務を行う第1位の構成員は、過去10年間(平成25年4月1日から応募申込書類を提出する前日まで)に完成した次の条件を満たす建築物の建築工事の元請としての施工実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。
 - ・500 m以上の屋内スポーツ施設又は子どもの遊び場に類する施設の新築、増築、改築又は整備に係る施工業務。
- (オ) 施工業務を行う第2位の構成員は、建築一式工事における経営事項審査の総合評点が700点以上(等級 A 又は B)であること。
- (カ)本事業の現場代理人及び監理技術者として次のaの要件を満たし、監理技術者として次のbからdまでの要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。なお、現場代理人及び監理技術者は、両者を兼ねることができます。
 - (a) 現場代理人及び監理技術者は、施工業務を行う企業に所属し、常勤で3か 月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習 修了証を有すること。
 - (c) 監理技術者は、(オ) に示す施工業務に従事した経験を有すること。なお、 当該施工業務に従事した経験は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人

としての経験とします。

- (d) 監理技術者は、契約後、他の工事に従事しても良いが本事業の打合せ等には参加すること。 現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については専任を要しません。
- (キ)施工業務を行う第2位の構成員は、主任技術者として次のa及びbの要件を 満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。
 - (a) 国家資格を有すること。
 - (b) 施工業務を行う構成員の企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用 関係があること。
- (3) 単体企業の応募者の参加資格
- ア 前項の設計業務等を行う構成員及び施工業務を行う構成員の参加資格 (第2章 3 (3) ア、並びにイ (ア) から (エ) 及び (カ)) を全て満たすこと。
- イ 単体企業として応募申込書類を提出した場合、共同企業体の構成員として応募申込書類を提出することはできません。
- (4) 共同企業体を結成する応募者の参加資格

共同企業体を結成する応募者の構成員は、2 以上の共同企業体の構成員でない こととします。

また、共同企業体として応募申込書類を提出した場合、その構成員は単体企業として応募申込書類を提出することはできません。

(5) 共同企業体構成員の条件

入札に参加を希望する者の間に以下のアからウまでのいずれかに該当する関係 がないこと(該当する者の全てが共同企業体の代表法人となる構成員以外の構成 員である場合を除く。)。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については会社等の一方が、 民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社であ る場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その 他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 3 入札説明書等の公表方法等
- (1) 入札説明書等の公表方法

大治町ホームページにおいて、令和5年9月25日(月)から公表します。

(2) 現地見学会

アー日時

令和5年10月10日(火)午後2時から午後4時まで

イ 場所

大治町スポーツセンター 2階 会議室兼研修室 大治町大字北間島字藤田33番地の1 (郵便番号490-1132)

(3) 参加表明書等の提出

ア期間

令和5年10月19日(木)から令和5年10月24日(火)まで(水曜日及び祝日翌日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 場所

大治町教育委員会スポーツ課(大治町スポーツセンター) 大治町大字北間島字藤田 33 番地の 1(郵便番号 490-1132) 電話(052)443-7077

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、大治町教育委員会スポーツ課に令和5年10月24日(火)の午後5時までに必着とします。

(4) 入札書及び技術提案書の提出

ア期間

令和5年10月31日(火)から令和5年12月14日(木)まで(水曜日及び祝日翌日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 場所

大治町教育委員会スポーツ課(大治町スポーツセンター) 大治町大字北間島字藤田 33 番地の 1 (郵便番号 490-1132) 電話 (052) 443-7077

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、大治町教育委員会スポーツ課に令和5年12月14日(木)の午後5時までに必着とします。

(5) 開札予定日時及び場所

令和6年1月18日(木)

大治町役場

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地 法自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により 落札者を決定します。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金 大治町契約規則(昭和53年規則第6号)第11条の各号の一に該当する場合にお いては免除。
- (3) 入札の無効 大治町契約規則(昭和53年規則第6号)第12条(入札の無効)の規定に該当する入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否要
- (5) その他詳細は、入札説明書によります。